新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが 影響を受けられた場合の特別措置の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響拡大にともない、ご契約者がこれによる影響※を受けられた場合、について、継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予することができる場合があります。

これらの措置をご希望のお客さまは、ご契約のお取扱い代理店または当社の下記窓口までご照会くださいますようお願い申し上げます。

1. 契約の継続手続き

2020年3月13日から2020年9月30日までの間に満期日を迎えるご契約につき、満期日を過ぎてからでも2020年9月30日までに継続手続きをいただければ、満期日に契約が継続されたものとしてお取扱いさせていただきます。

ただし、「やむを得ない事情」等によって継続契約の締結手続きが行えない場合に限り、2020年12月31日まで、同様の措置を継続します。

2. 保険料払い込みの猶予

2020 年 3 月 13 日から 2020 年 9 月 30 日までにお支払いいただくべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、2020 年 9 月 30 日までその払い込みを延期することができます。

ただし、「やむを得ない事情」等によって継続契約の保険料の払込ができない場合に限り、2020年12月31日まで、同様の措置を継続します。

- ※1 ご契約者が新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。
- ※2 「やむを得ない事情」とは、次の事由をいいます。
 - ・感染症に罹患し入院したり、感染疑義に伴い自宅待機となったこと等により、保険会社 からの案内書類等を一切受領できなかった、保険会社に連絡をつけられなかったといっ た事情があること。
 - ・その他社会通念上連絡を取れないことにやむを得ない事情があること。

本件に関するお問い合わせ先	日本支社 03-5962-9500
	大阪営業部 06-6245-5447